

区立くすの木公園の廃止について

くすの木公園は、東日本電信電話株式会社（以下「NTT東日本」という。）から賃貸借契約に基づき、土地を借り受け設置している。このたび、当該契約の解除条項に基づき土地の返還請求があり、については以下のとおりこれに応諾し、公園廃止告示する。

記

1 所在地及び面積

所在地：弥生町一丁目33番

面積：288.02 m²（公園配置は裏面参照）

2 公園としての経緯

- ・昭和43年10月5日：日本電信電話公社から無償で借り受け開園
- ・昭和62年4月1日：日本電信電話株式会社と土地賃貸借契約を締結（賃借料：750,000円／年、以降、地価変動等で甲乙協議により改定）
- ・平成12年4月1日：契約相手方の名称がNTT東日本に変更
- ・平成14年4月1日：賃借料改定（788,400円／年）、現在に至る。

3 返還に当たりNTT東日本の意向

廃止した中野弥生町社宅の用地と公園用地とを合わせ、共同住宅を建設する。
平成24年6月から、既存建物の除却工事を開始する。

4 公園廃止に伴う手続き

- （1）都市公園法、区立公園条例に基づき、土地の権原が消滅することを理由に公園廃止手続きを行う。
- （2）次のスケジュールにより、用地返還手続を履行する。
 - ① 返還に向けた覚書き締結：3月
 - ② 地域への情報提供：4月
 - ③ 公園廃止告示及び除却工事：5月～
 - ④ 用地返還：6月（予定）

